

📎資産税～お役立ち～新聞📎

📍相続税・贈与税に関するお役立ち情報をお届けして参ります📍

第47号(2019年7月)

📎📎《贈与申告をすると贈与を証明できる?》📎📎

📍 [贈与税の申告]

財産の贈与を受け、贈与税額が算出される個人は、その贈与を受けた年の翌年2月1日～3月15日までの間に納税地の所轄税務署長に対し、贈与税の申告書を提出し贈与税額を納付しなければなりません。

📍 [贈与税の基礎控除]

しかし、贈与税には「贈与税の基礎控除額」というものがあり、贈与を受けた財産の価格がこの基礎控除額以下であれば、贈与税額は算出されず、贈与税の申告義務を負いません。この贈与税の基礎控除額とは、贈与を受けた個人一人当たり年間で110万円と規定されています。

📍 [贈与の成立]

民法549条では「贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方がこれを受諾することによって、その効力を生ずる」と定めています。つまり、贈与する側が「この財産をあげるよ。」と意思表示し、贈与を受ける側が「有難く頂戴します。」と意思表示する事によって初めて成立します。

このように当事者双方の合意だけで成立する契約を「諾成(だくせい)契約」といい、必ずしも書面による必要はなく、口頭による契約(同意)でも有効となります。

📍 [書面を交わした方がよい]

贈与契約は口頭によるものであっても有効ですが、口頭のみによる贈与は既に贈与を履行した部分を除き、贈与者或いは受贈者のどちらからでもその贈与を取消す事が可能です。(民法550条)贈与契約の成立有無につき争いを避ける為にも、書面を取り交わす事が大切です。

📍 [贈与申告書は贈与契約書の代用になる?]

贈与税申告書には、贈与者と受贈者の氏名や

住所、贈与財産の種類や価格、贈与された日付も記載され、贈与契約の成立に必要な情報が全て織り込まれている為、贈与税申告書を税務署へ提出すれば、贈与契約書の代わりになるのでは?と考えられます。

📍 [贈与税申告書だけではダメ]

贈与税申告書を提出したというだけでは、必ずしも贈与の成立を証明する事が出来るとは限りません。贈与の成立には、贈与者と受贈者双方の意思表示が成立している事が必要となるため、贈与契約書を取り交わし、双方の意思を確認しておく事が重要となります。更に大切な事は、表面的にも実質的にも贈与財産が受贈者へ移転しているか否か?という点です。

📍 [表面的事実・実質的事実]

例えば、土地や建物といった不動産を子供へ贈与していたと言ってもはいるもののその登記名義が親のままになっていれば、贈与契約が成立していた事を主張するのは難しいでしょう。

このようにいくら贈与契約書を取り交わしたといっても、その財産の所有名義が受贈者に変更されていない場合は、贈与契約の成立に疑義が生じてしまいます。その一方で、所有者名義を受贈者に変更する等、表面的な要件を取り繕っていても、実質的には贈与が履行されていないと認定される場合もあります。

📍 [事実が大切]

贈与契約の成立を主張するには、表面的にも実質的にも贈与が成立していた事を主張するに足りる事実が必要です。「贈与税申告書の提出」という行為は、贈与契約の成立の有無を判断する1つの材料に過ぎないと言えます。

📍📍 [終わり] 📍📍